

## 第 8 4 号議案

### 足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

### 足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例

( 設置 )

第 1 条 足立区における文化、読書及びスポーツ活動を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

( 所掌事項 )

第 2 条 推進会議は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査、研究又は審議し、答申する。

- ( 1 ) 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画に関すること。
- ( 2 ) その他文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る施策の実施に必要な事項に関すること。

( 組織 )

第 3 条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員 2 4 名以内をもって組織する。

( 委員の任期 )

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

( 会長及び副会長 )

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

5 推進会議の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

( 部会 )

第 7 条 推進会議は、専門事項を調査するため、部会を置くことができる。

( 意見の聴取 )

第 8 条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 守秘義務 )

第 9 条 推進会議の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

( 委任 )

第 10 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議	日額 7,000円
---------------------	-----------

（提案理由）

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。